

○宮崎大学畜産別科規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年2月20日 平成19年12月25日
平成21年2月15日 平成22年3月8日

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則92条第2項の規程に基づき、畜産別科（以下「別科」という。）について必要な事項を定める。

(別科長)

第2条 別科に別科長を置き、農学部長をもって充てる。

(別科主任等)

第3条 別科に別科主任（以下「主任」という。）及び別科副主任（以下「副主任」という。）を置く。

(主任)

第4条 主任は別科長の命を受け、別科に関する事項を掌理する。

2 主任は農学部畜産草地科学科の教授又は准教授のうちから別科委員会が候補者を選出し別科長が命ずる。

3 主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、主任に欠員が生じた時の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(副主任)

第5条 副主任は主任を補佐し、主任に事故あるときはその職務を代行する。

2 副主任は、別科委員会の議を経て別科長が命ずる。

3 副主任の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、副主任に欠員が生じた時の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(別科委員会)

第6条 別科に関する事項を審議決定するため別科委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 別科長

(2) 農学部副学部長（教務担当）

(3) 主任

(4) 副主任

(5) 農学部畜産草地科学科の教授又は准教授のうちから選出された教員1人

(6) 別科の教育を分担する教員

3 別科長は委員会を招集し、議長となる。

4 本委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

5 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

6 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 組織及び管理運営に関すること。

(2) 教育方法に関すること。

(3) 入学試験に関すること。

(4) 入学及び修了に関すること。

(5) 退学・休学・除籍及び賞罰に関すること。

(6) 概算要求及び予算に関すること。

(7) その他必要な事項

(授業科目及び単位数)

第7条 別科において修得すべき単位数は、講義及び実習を併せて35単位とする。

2 授業科目の単位数は別表による。

3 単位の修得基準は次のとおりとする。

(1) 2時間の講義につき1時間の予習又は復習を必要とする講義は毎週2時間15週の学習をもって1単位とする。

(2) 実習は45時間の学習をもって1単位とする。

(入学者選考)

第8条 別科の入学者選考については別に定める。

第9条 別科に関する事務は、農学部事務部において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の別表（第7条第2項関係）に関しては、平成21年4月1日以降に入学した者から適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第7条第2項関係）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

	科目名	単位数			科目名	単位数	
		必修	選択			必修	選択
講義科目 12単位	畜産概論	1		演習・実験・実習・科目	牧場実習Ⅰ	3	
	家畜遺伝育種	1			牧場実習Ⅱ	3	
	家畜飼養	1			家畜人工授精実習	2	
	家畜管理	1			家畜解剖実習	1	
	家畜解剖	1			家畜衛生実習	1	
	家畜繁殖	1			畜産製造実習	1	
	家畜人工授精	1			畜産経営特別演習		4
	飼料作物	1			肉用牛繁殖経営演習、肉用牛肥育経営演習、酪農経営演習、草地生産演習から1科目を選択		
	草地資源管理・利用	1			畜産情報処理演習	1	
	家畜疾病	1			先進農家実習	1	
	畜産経営	1			市場動態実習	1	
	農業機械	1			乳牛管理実習	1	
				肉用牛管理実習	1		
				草地・飼料作物管理実習	1		
				畜産関連施設見学実習	1		
				家畜登録実習	1		